

徳島県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 6	徳島上那賀	勝浦郡勝浦町大字棚野字鍛冶地一四番二地先から 同 字松岡 八番五地先まで	一二〇・〇	令和五年十一月二十八日